

○大学経営改革室規程

〔平成30年3月22日〕
〔法人規程第34号〕

大学経営改革室規程

(趣旨)

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号）第35条第1項に規定する特別な組織として設置する大学経営改革室に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 大学経営改革室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 大学政策動向等を踏まえた上で、将来の経営基盤強化のための具体的な戦略を検討し、その是非について提言すること。
- (2) 戦略の実現のためのロードマップを作成すること。
- (3) その他学長が命ずる事項に関すること。

(組織)

第3条 大学経営改革室は、次に掲げる室員で組織する。

- (1) 学長が職員のうちから指名する者 若干人
- (2) 外部の有識者 若干人

(室長)

第4条 大学経営改革室に室長を置き、大学教員である室員のうちから学長が指名する。

- 2 室長は、大学経営改革室の業務を総括する。

(室員の任期)

第5条 室員の任期は、1年とする。ただし、任期の終期は、室員となる日の属する年度の末日とする。

- 2 前項の室員は、再任されることができる。

(説明等の聴取)

第6条 大学経営改革室は、必要と認めるときは、室員以外の者から説明又は意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第7条 大学経営改革室に、専門的事項について調査検討させるため、専門委員会を置くことができる。

(学長への報告等)

第8条 室長は、大学経営改革室の審議結果について、学長に報告するとともに、必要に応じて関係する会議等に報告し、意見を聴くものとする。

(事務)

第9条 大学経営改革室の事務は、関係部局の協力を得て、企画評価室において処理する。

(雑則)

第10条 この法人規程に定めるもののほか、大学経営改革室の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この法人規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 大学戦略室規程（平成28年法人規程第28号）は、廃止する。